

マイナンバー法に基づき実施する「特定個人情報保護評価書」(案)について

マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステム及び山梨県税務システムにおいてマイナンバーを保有するための改修が行われるため、マイナンバー法第27条に基づき特定個人情報保護評価書を作成し、県民意見を募集する。

1. 特定個人情報保護評価の目的

平成28年1月より社会保障・税・災害対策の各分野でマイナンバー制度の導入

番号制度に対する県民の懸念

- ・個人番号(マイナンバー)を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- ・個人番号の不正利用等により財産その他の被害を負うのではないか。
- ・国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。

- マイナンバー制度に対する懸念を踏まえた制度上の保護措置の必要性
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び県民・住民の信頼の確保の必要性

「特定個人情報保護評価」の実施

特定個人情報保護評価とは特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含んだ個人情報ファイル)を保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるための適切な措置を宣言するもの。

2. 評価の根拠

特定個人情報保護評価に関する規則第7条

第1項 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル(中略)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十七条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。
パブリックコメント実施の義務

第4項 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。
第三者点検実施の義務

特定個人情報保護評価指針第6の1の(1)

システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

通常の場合

システムの要件定義の終了までに実施することが原則

経過措置

指針の適用の日(平成26年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。

山梨県は経過措置を適用

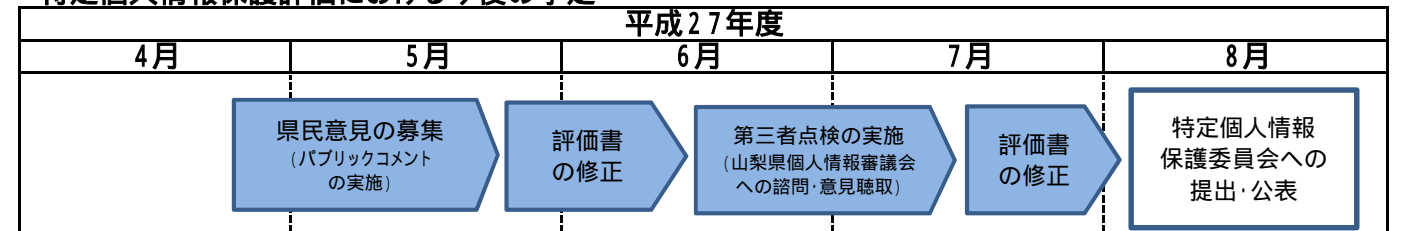
3. 評価の内容

評価書名: 「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」(全項目評価書)

評価項目	主な記載事項
基本情報	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容、使用するシステムなど
特定個人情報保護ファイルの概要	特定個人情報ファイルに記録される本人の数及び範囲、入手の方法など
特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の入手、使用、保管、廃棄などの各プロセスでのリスク対策
その他リスク対策	自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発などのリスク対策
開示請求、問合せ	特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求及び取扱いに関する問合せ先など
評価実施手続	基礎項目評価、国民・住民等からの意見の聴取、第三者点検などの実施状況

4. スケジュール

特定個人情報保護評価における今後の予定



住基ネットは他のシステムより早くマイナンバーを保有することから、上記スケジュールより前倒しで実施する。

マイナンバー制度における今後の予定

平成27年10月 個人番号通知開始(山梨県において個人情報ファイルの保有開始)
平成28年1月 マイナンバー制度開始
平成29年1月 情報提供ネットワークシステム運用開始(国)
平成29年7月 情報提供ネットワークシステム運用開始(地方公共団体)